

農業委員会 だより

第2号

平成29年2月

編集・発行
別海町農業委員会
TEL 0153-75-2111
FAX 0153-79-6045
E-mail nougyou@betsukai.jp



会長の議会答弁(H28.3)



委員会審議の様子(H28.9)



委員集合写真(H28.12)

目次

- 会長の一言…………… 2
- 新しい農業委員制度の概要など…… 2～3
- 後継者・新規就農者の紹介…………… 4～6
- 農業者年金の旧制度…………… 7～8

厳寒の候、農地の所有者及び耕作者の皆様には、農地に関わる売買など当委員会が行う農地法等に基づく許認可業務を前提に、各地域での農地転用や賃貸借などあっせん調整活動等にご理解とご協力をいただいていることに、感謝申し上げます。

新たな農業委員会制度が昨年4月に施行し、別海町農業委員会は平成29年7月19日をもって3カ年間の任期が満了となることから、翌日には、町長の任命制に一本化した新しい農業委員会が誕生します。

法改正の目的では、農地の集積・集約化が任意業務から必須業務の位置づけとなりましたが、限りある農地資源の有効利用となるよう全委員一丸となって、目的を達成できるよう農業者をはじめ、各関係者の方々のご理解・ご協力を得ながら農業委員会活動を進めて参りますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

別海町農業委員会 会長 小 野 榮 一

1. 法改正の目的 新たな農業委員会制度が始まります！ 農業委員会制度の改正 (農業委員会等に関する法律の一部改正)

今回の改正は、国が進める規制改革実施計画に基づき、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一体的な見直しを行い、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進(①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進)に重点を置き、これらの業務を積極的に展開することが目的とされています。

2. 法改正等の経過

- 平成26年 6月24日：規制改革実施計画が閣議決定
- 平成27年 9月 4日：農業委員会等に関する法律が改正
- 平成28年 4月 1日：法改正の施行
- 平成28年12月16日：別海町農業委員会の定数条例を制定 定員27名となる。

3. 制度改正(主な内容)

改 正 前		改 正 後	
選出方法	●選挙制と市町村長の選任制(議会・農協等)の併用	●地域農業をリードする担い手が「透明なプロセスを経て農業委員に就任するため、選挙制を廃止し、地域からの推薦及び公募による市町村長の任命(議会同意を要件)する方法に改めた。	●議会、団体推薦の選任委員制度を廃止した。
農業委員の条件	●10a(北海道は30a)以上耕作している農業委員選挙人名簿登録者	●農業者に限定する規定はなし。ただし、原則、過半数は認定農業者等であること。	●農業者以外の者で、中立公正な判断ができる者を1名以上委員に入れること。
農業委員の定数	●選挙委員20名(定数は条例で定める。) ●選任委員4名(議会4名以内、農協等団体各1名)	●市町村長による選任委員の <u>委員数は27名を上限に、条例で定める。</u>	
農地の集積・集約化の促進	●任意義務	●必須業務 ●農地利用最適化推進委員の新設【農地面積100haに1人の割合】	

※別海町農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができるため、推進委員を兼務する体制とし、委員数は(区分:農業経営体の数が1,100以下又は農地面積1,300ha以下の場合を適用)27名としています。

4. 農業委員と農地利用最適化推進委員(新設)

農業委員と農地利用最適化推進委員 (法改正により新たな設置) との役割の違い

【農業委員】

- 毎月行う農業委員会総会で、議案を審議し、最終的に合議体として農地法等に関する許可の審査を決定することが、主体業務。
- 現地調査業務(農地の転用等)

担い手の
集積による
遊休農地解消と
農地確保

【農地利用最適化推進委員】

- 担当地域において、農地利用の集積・集約化等の現場活動を行う。
- 必要に応じて農業委員会総会へ出席
- ※別海町農業委員は、**推進委員を兼務**する体制を選択した。

5. 新制度への移行に向けたスケジュールの概要

- ①新制度への対応等に伴う周知(委員定数を27名に変更、選出方法等の変更)

- ②市町村長は、推薦・募集を実施(町広報誌等、町ホームページ)

- ③市町村長は、推薦・募集の情報を整理し、公表(中間、終了後)

- ④市町村長は、推薦・募集の結果を尊重して、選任議案を作成

- ⑤市町村議会が同意を要件(議案提出)

- ⑥市町村長が任命(新農業委員会の誕生任期は3年)

6. 参考日程(予定は、いつ頃)

- ①平成29年1～3月

- ②平成29年4～5月(概ね、1カ月程度の期間)

- ③平成29年4～5月(住所除く公表(職業、氏名、年齢、応募理由等)町ホームページ等)

- ④平成29年5～6月(農業委員に係る人事案件)

- ⑤平成29年6月(第2回別海町議会定例会)

- ⑥平成29年7月20日(新体制への移行日)



後継者紹介

今回、別海推進委員会は、委員長である早坂謙治氏の後継者であり経営主の早坂良太君夫妻を紹介します。



12月2日に話を聞きにお邪魔した早坂家の家族は、謙治さん夫妻、祖母、良太君夫妻とお子さんの哲平君の6人家族です。

しかし、良太君の奥様、絵美さんは京都市より嫁いで来ていますが、あいにくこの日はお子さんと京都の実家に戻っていて不在でした。

早坂家の酪農の始まりは昭和23年に2歳の乳牛2頭から始まったとの事でした。現在は耕地面積110ha、搾乳牛60頭、育成牛50頭を管理しています。

良太君は、本別の酪農大学校を卒業後、後継者として青年会、農協青年部の活動を通じて地域との交流を図ってきました。

4年前父より経営を任せられ、経営の基本方針として長命、長産で堅実な経営を心掛けていますが、今後の課題として労働力の確保、経験値の



不足をどう補うかですが、将来は、ある程度機械化で省力化、若干の拡大を進めて夫婦2人で自己完結型の経営を目指して行く考えとの事でした。

また、行政への要望として、現在クラスター事業が進められているが規模拡大だけでなく施設等の内部充実にも利用できる事業にしてほしいとの事です。また両親へは少

しでも長く手伝ってほしいとの事、良太君夫妻の息子さんには将来本人の考えを尊重したいとの事でした。

早坂さん家族の皆様には大変忙しい中、快く話を聞かせて頂きほんとに有難うございました。中でも若奥様の絵美さんとお子さんの哲平君が不在だった事が少し残念でした。

【白井広報委員 記】



別
春中
推進委員会
から

新規 就農者 紹介

北村仰さんは旧早来町（2006年に合併、現在は安平町）遠浅で昭和53年に生まれました。旧早来町は酪農が盛んで、小さい頃から身近に酪農とふれ合いながら育ちました。

父の転勤とともに旭川、小樽と移り住み高校、そして短



大へと進学、卒業後は会社員として小樽の会社に勤めました。

ある時、知人の紹介で「更別村で酪農体験がある」ということを聞き、以前から酪農に興味を持っていたこともあって、年末年始の休暇を利用して3泊4日の日程で更別村の酪農家へ行き体験をしました。

その後も3年程同じように休暇を利用して酪農体験をしていたのですが、サラリーマン生活よりも酪農のほうに魅力を感じ始め、31歳の時に思いきって勤めていた会社を辞め、更別村の牧場へ従業員として働きはじめました。そこで数力月働いた後、別海町の酪農家を紹介され別海へと移り住み、牧場の従業員として働くことになり、3年前から同じ牧場で働いていたミルドレッドさんと知り合い、仕事の悩みや将来のことを話して



いるうちにお互い惹かれ合い、仰さん31歳の時に結婚をされました。

夫婦で5年程一緒に働いていたのですが、「将来、自分たちの牧場を持ちたい」という2人の夢が大きく膨らみ、今までの牧場経験をいかしながら新規就農の道を目指し、(有)別海町酪農研修牧場へ入所され基礎知識から専門知識まで酪農経営に必要なノウハウを1年9カ月の研修を経て新規就農者となりました。

北村さんにこれからの抱負をお聞きすると「経営を安定させて、自分たちが健康で生活し家族でできる規模で営農していきたい。また、ある施設など与えられた環境で精一杯やっていきますので、組合員のみなさん何かとお世話になると思いますが、よろしくお願いします」と目標と決意を語っていただきました。

【芳賀広報委員 記】



上春別
推進委員会
紹介

新規
就農者
紹介

須貝牧場は、新潟県出身の尚樹さん、一美さん夫婦と5才になる公星くんの3人家族で、研修牧場を含め1年9カ月の研修を経て、今年8月に経営継承事業により本別地区でスタートしました。

念願だった酪農を始めた今の心境はと聞くと『まず、ホッとしている』とのことでした。



須貝さんと牛との出会いは小学校3年生の時にさかのぼるそうです。通っていた書道教室の近くに酪農家があって、そこから薰ってくる牛のにおいにとっても惹かれたそうです。今も牛のそばにすることが何よりの幸せだそうです。これからの目標は健康な牛群を目指し、色々な面で計根別1番になることだそうです。忙しい中お話を聞かせて頂いてありがとうございます。

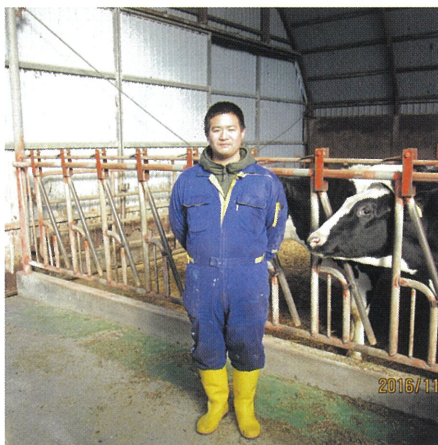
【信夫広報委員 記】

西春別
推進委員会
から

新規
就農者
紹介

西春別地区に今年2名の新規入植者が入りました。そのうちの1名の方を紹介します。帯広市出身の橋本佳憲さん29歳です。奥さんと4人の家族持ちです。

奥さんはこの10月に出産されたばかりです。高校を卒業後、帯広で就職をしていたのですが、妻と同じ夢を追いたいし、子供たちに親の働きぶりをみせたいという思いか



ら酪農に飛び込んだそうです。

別海町上春別で2年4カ月実習し、その後別海研修牧場に入り、今年春に現在地に入植しました。

今の思いは、1日も早く周りの農家の方々に評価してもらえるよう頑張りたいとのこと。12月に48頭、1月に25頭の初任牛が分娩するそうです。

本当に大変ですが、頑張っている若い2人にエールを送りたいと思います。

【小杉広報委員 記】



農業者年金の旧制度〈経営移譲年金・農業者老齢年金〉

1 経営移譲年金と農業者老齢年金について

旧制度は、平成13年の法改正により、年齢にしたがって経営移譲年金の単価が順次下がっていくこととなったため、農業者老齢年金の単価と同一額になる昭和32年1月2日以降に生まれた方については、農業者老齢年金を受給することに**一本化**されることとなっています。

このため、経営移譲年金を受給できる方は、次の要件を満たす方です。

☆昭和32年1月1日までに生まれた方（平成28年1月1日現在 満59歳以上）

☆平成13年12月までに旧制度の保険料として納付済みの期間（旧保険料納付済期間等）と平成14年1月から65歳に達する月の前月までの期間（特別カラ期間）が、合計して20年（240カ月）以上となること

☆65歳の誕生日の前々日、要件を満たす経営移譲を行ったこと

●昭和32年1月2日以降に生まれた方や、それ以前に生まれていても経営移譲を行わない方などには、農業者老齢年金が支給されます。

2 これから経営移譲年金を受給しようとされる方へ

旧制度の経営移譲年金をもらうためには、定められた要件を満たして、必ず65歳の誕生日の前々日までに経営移譲をして、速やかに裁定請求を行わなければなりません。しかも、この経営移譲は、農業経営の経営主の地位から引退するという実態が伴っている必要があります。

また、経営移譲年金を受給し続けるためには、経営移譲で実施した「農業経営の経営主の地位からの引退」について、受給し始めた以降も持続することが必要です。経営主として農業経営を再開することとなった場合、支給停止事由該当届を提出することが求められています。届出後は、特例農業者老齢年金の受給に切り替わるようになります。

なお、万一最初から経営移譲が不完全で法令等の定める要件を満たしていない場合は、さかのぼって裁定が取り消され、それまで受給した年金は精算しなければなりません。このようにならないよう、要件等を理解し、正確な手続きを進めてください。

※経営移譲年金の受給を開始するための大まかな流れ

事前講習の受講

- 経営移譲の方法の理解
- 65歳までの経営移譲のプラン作り

経営移譲の実行

- 農地等の権利の移転・設定
- 農業所得申告等の諸名義の変更等を開始

裁定請求書の提出

- 裁定請求書の記入・提出
- 経営移譲管理カードの作成・提出
- 年金の受給開始

初回の現況届の提出

- 農業所得申告書等の諸名義が変済みであることの確認

3 経営移譲年金が支給停止となる場合とは

経営移譲年金が支給停止となるのは次の場合です。この場合、**支給停止事由該当届を、速やかにＪＡに提出していただくことになります。**

- ①農業経営を再開したとき（実態を伴った経営移譲となっているかを確認した際の項目と同様の項目でチェックされます）
- ②農地所有適格法人（旧名称：農業生産法人）の構成員になったとき
- ③後継者に貸し付けた農地等が一部でも返還されたとき（支給停止除外事由に該当する場合を除く）
- ④後継者に貸し付けた農地等が一部でも後継者以外の者に、使用収益権の移転または設定（転貸）がされたとき（支給停止除外事由に該当する場合を除く）

支給停止事由該当届が提出された場合、支給停止事由が生じた月の翌月から経営移譲年金が支給停止となり、**停止期間中、農業者老齢年金が特例的に支給されます。**

なお、農地等を貸し付けて加算付経営移譲年金を受給している方が、農地等の返還を受けて１年以内に特定譲受者※に処分しない場合、加算部分の年金が支給停止となります。

※特定譲受者への処分とは、60歳未満の農業経営者、農業を営む法人、農地中間管理機構（北海道農業公社）などをいい、農地の売却、または10年以上の賃貸借で貸し付けることをいう。

4 経営移譲年金が支給停止とならない場合（支給停止除外事由）

次の場合は経営移譲年金が支給停止とならない場合があります。

また、後継者へ貸し付けて経営移譲していた場合で農地等の返還があったときは、特定処分対象農地等返還届と処分後に処分届を速やかにＪＡに提出していただくことになります。

- I 農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業のみ）への適格な処分
- II 加算付経営移譲年金受給時の譲受者への農地等の利用集積のための適格な処分
- III 経営移譲をやり直して、相手方を他の直系卑属や第三者に変更
- IV 農業用施設用地にする
- V 農業体験施設など公衆保健施設にする
- VI 災害により耕作等が著しく困難になった
- VII 受給権者または後継者もしくは直系卑属の住宅用地とする
- VIII 土地収用法その他の特定の法律に基づき収用または使用された等

※権利の移転・設定等に条件がありますので、予め農業委員会にご相談ください。

（参考）経営移譲した後継者が法人化した場合の経営移譲年金の取扱い

後継者が法人に参加するため農地等を返還しても、適切な手続きを踏めば、経営移譲年金は支給停止となりません。

（後継者が直接法人に農地を出資する場合も同じ）

原則

後継者に移譲した**農地の返還**を受けたら、**経営移譲年金は支給停止となります。**

ただし…

返還を受けた農地を農業者年金制度の目的（**農地保有の合理化**）に沿って適格な第三者（法人）に移譲すれば、**経営移譲年金は支給停止となりません。**